

子育て支援法制の立法過程と子ども観

東野, 充成
九州工業大学工学部

<https://doi.org/10.15017/2231050>

出版情報：九州教育社会学会研究紀要. 1, pp.17-29, 2008-03-01. 九州教育社会学会
バージョン：
権利関係：



第2章 子育て支援法制の立法過程と子ども観

九州工業大学工学部 東野 充 成

1. 本章の目的

第1章では、子育て支援制度全般の展開過程と現状について概観し、その問題点等を述べた。本章では、あまたある子育て支援制度の中でも、少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策推進法の2法を取り上げ、その立法過程に見られる子ども観を明らかにする。なお、それぞれの法律と子ども観との関連についてはすでに、東野（2005）や東野・山瀬（2006）で詳しく論じており、本稿と重複する部分も多々あることをあらかじめ断っておく。

第1章で概観したように、現在の子育て支援政策には数多くの策が錯綜している。むしろ、「子育て支援」という名目で、あらゆる政策を飲み込んでいるという感さえあった。しかし、その中でも、少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策推進法は、極めて重要な位置を占めている。まず、それらは法律という形をとっている。さまざまな子育て支援制度が、法という形態をとらずに、一種の政策的マターとして実行されている中で、曲がりなりにも法という形態をとることは、それだけで充分検討に値する重みを有している。その中でも、少子化社会対策基本法は、その名のとおりに、基本法という位置づけであり、まさに少子化対策の要となる根幹的な法と言えるだろう。一方、次世代育成支援対策推進法のほうも、第1章でも触れたように、この法を基にして、国や地方自治体、企業の次世代育成支援対策行動計画が策定される。その意味で、こちらの法律も、近年の子育て支援制度を考えていく上で、根幹となる法のひとつである。以上のような観点から、この2つの法を分析素材として選択した。

さて、一口に法といっても、さまざまな局面が想定される。法がつくられる立法化の過程、法の条文、司法や行政でそれが運用される過程などである。これらのそれぞれが法のアスペクトのひとつとして重要な役割を演じているわけであるが、その理念や目的を明らかにするためには、立法過程を分析することが最も重要な作業となってくる。すなわち、その法がいかなる理念や問題意識を背景として立法化が企図され、法として結実したのかを明らかにすることが重要である。

その際、特に、子どもや家族などに関わる法律であれば、どのような子ども観を背景として成立したのかを分析することが重要となる。子ども観とは、子どもに対していかなる現状認識をもち、特定の価値観や理想像のもとで、それに対してどう対処しようとしているのか、子どもに対して大人が有している感情や価値、評価、行動など思考の総体である。そして、この子ども観こそが、教育や育児、司法、医療、産業、法律など、子どもに対する行為をなし、制度を築き上げる大元となっている。以上のような観点から、本章では、少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策推進法という2つの法律の立法過程を取り上げ、そこに見ら

れる子ども観について検討する。

2. 分析の方法

分析には、国会が提供する「国会会議録検索システム」より入手した、国会の会議録を用いる。すなわち、会議録に記載された議員や参考人、政府委員などの発言録の分析を通して、両法がいかなる子ども観を背景として成立されたのかを明らかにする。分析に用いた時期は、1990年ごろより、両法が成立する2003年ごろまでである。両法とも成立したのは2003年であるが、第1章でも述べたように、少子化あるいは子育て支援の問題自体は、1990年ごろよりクローズアップされてくる。したがって、法案審議以前の問題意識を把握するため、1990年ごろより分析を開始することとした。

さて、本章は、少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策推進法という2つの法律の立法過程に見られる子ども観を明らかにすることを目的としているが、一口に立法過程といっても、それは多様な領域、多層な段階を含む。国会での審議はもとより、省庁内での立案作業、政党内での勉強会や審査、審議会での審議、またより広義に捉えるなら、市民団体やマスコミなどがある問題に関して立法の必要性を訴える段階まで、立法過程に含みうることができるだろう。これらすべての段階が立法過程の重要な1局面であるが、制度論の観点から見ても最も重要な局面は、やはり国会での審議過程となる。公式的には国会は「国権の最高機関」であり、「唯一の立法機関」であるが、議員たちの権力とは、この社会に対して「心配する権利」を有し、「憂慮する統治者」として君臨しているところにあると考えられるからである⁽¹⁾。すなわち、何かを心配し、それに対する発言が社会問題化するという「言説の権力者」としての立場が議員たちの権力の源泉であると考えられるからである⁽²⁾。この意味で、国会での審議過程を取り上げることは、社会学的にも大きな意義があると考えられる。

一方、国会における議員たちの発言は、建前的なものであるとか、パフォーマンスなものであるといった批判もよく聞かれるところである。しかし、たとえある発言が建前やパフォーマンスから発せられたとしても、それは公的に記録・保存され、社会的に流通した段階で、現実を構成する大きな力を持つ。こういった点も踏まえて、本章では、国会での審議過程を分析の素材とした。

3. 少子化社会対策基本法および次世代育成支援対策推進法の概要

少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策推進法とは、一体どういう法律なのだろうか。まずは、この点について確認しておく。

少子化社会対策基本法は、2003年9月1日より施行された。その目的は、第1条に次のように明記されている。

長期的な視点に立つて的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべ

き施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する。

全体は総則について述べた第1章、基本施策について述べた第2章、少子化社会対策会議について述べた第3章からなり、総則においては、国の責務（第3条）、地方公共団体の責務（第4条）、事業主の責務（第5条）、国民の責務（第6条）と、国民各層に少子化社会に対処する責任、努力を求めている。第2章の基本施策においては、雇用環境の整備（第10条）やゆとりある教育の推進（第14条）、生活環境の整備（第15条）と、少子化社会に対処するための具体的な方策について述べている。第3章の少子化社会対策会議では、少子化社会に対処するための国の機関としての少子化社会対策会議の位置づけが述べられている。

一方、次世代育成支援対策推進法も、2003年に成立し施行された。その目的は、第1条で次のように明記されている。

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、
（中略）次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

第2条では、次世代育成支援対策の定義として、次のように規定されている。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取り組みを言う。

その上で、第3条で「子育ての第一義的責任は父母及びその他の保護者にある」と断りながら、国や地方公共団体、事業主らの責務、行動計画策定の義務などについて述べていく。

このように、少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策推進法は、同時期に成立・施行されたというだけでなく、一見したところ、その内容もほぼ同じようなものと言えるだろう。この点に関して、両法の審議の中で厚生労働大臣はその違いを、前者が少子化の進行に歯止めをかけることを目的とした法律であるのに対して、後者はあくまでも現に生活している子どもたちが健やかに育ち、その親を援助することを主目的とした法律であると説明している。しかし、第1章で述べたように、子育て支援＝少子化対策という構図の中では、実質的に両法とも同じような内容を持ち、同様の機能を果たしていると考えていいだろう。むしろ、両法が同時期に成立・施行されたということが、子育て支援＝少子化対策という構図を一層推し進めたとも考えられる。

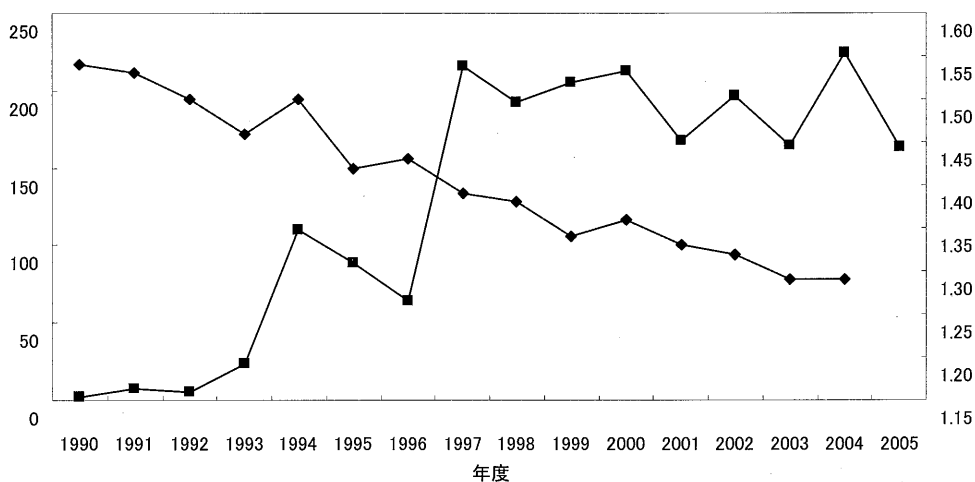
4. 少子化に対する問題意識の変遷

1990年の「1.57ショック」以降、少子化はいかなる問題として認識され、国会論議の俎上

に上ったのだろうか。両法の審議過程の分析に入る前に、少子化が問題とされる過程、少子化に対する問題意識の変遷を振り返っておこう。

表2-1は、1990年から2005年まで、国会において少子化問題が取り上げられた回数と合計特殊出生率との関係を示したものである。右肩下がりの折れ線が合計特殊出生率を、右肩上がりの折れ線が国会における「少子化」という語の発言回数を表している。この分析自体は大雑把なものに過ぎないが、この表を一見して分かるように、発言回数と合計特殊出生率は明らかに逆比例しており、合計特殊出生率の低下が国会においても少子化に対する問題意識を喚起し、徐々に社会問題化していった。

表2-1 「少子化」の発言数と合計特殊出生率の推移



さて、現在少子化問題というと、年金や医療、介護に代表される社会保障制度の再構築の問題や人口減少に伴う労働力の低下の問題と関連付けて論じられることが多い。しかし、少子化問題は当初、子どもの教育環境に関する問題として取り上げられている。1990年4月26日の衆議院予算委員会第三分科会で、政府委員の菱村幸彦（文部省初等中等教育局長）は、校内暴力やいじめといった教育問題の背景を問われて、次のように述べている。

少子化、子どもの数が少ないというようなことで、家庭の教育機能がだんだんと弱まってくる。(1990年4月26日 衆議院予算委員会 政府委員菱村幸彦の発言より)

同じく菱村は、翌年2月22日の衆議院文教委員会においても、次のように述べている。

私どもも学校でなるべくそういう体験（＝ものをつくる喜びとかものを育てる喜び。括弧内は筆者による補足）をさせよう、工業化が進みまして、都市化になって、少子化、子どもが少なくなって、核家族化になってということで、子どもたちが自然の中でいろいろ伸び伸びと体験したり、いろいろ直接ものに触ったり、つくったり、壊したりというような

ことが非常に少なくなっているのです。 (1991年2月22日 衆議院文教委員会 政府委員菱村幸彦の発言より)

このように、校内暴力やいじめ、自然体験や生活体験、ものづくりといった、一見少子化とは無関係と思われるような事柄についても、その一因として少子化が取り上げられ、教育環境の悪化が論じられている。

一方、少子化の進行が家庭教育に及ぼす悪影響を懸念する声も出てくる。1992年2月27日、衆議院文教委員会で文部大臣の鳩山邦夫は、教育の腐敗が子どもに与える影響について問われ、次のように述べている。

同じような教育をしても、その教育の効果の現れ方は、いわば学校外の様々なプラス・マイナスのインパクトによって違うだろうというのが、当たり前のことかもしれませんが、一般的な学説としてありますね。(中略) 少子化傾向の中できょうだいの数が減ってきょうだいげんかをしないから、子どものころに覚えるべき人間関係が覚えることができないというのも負のインパクト。(1992年2月27日 衆議院文教委員会 文部大臣鳩山邦夫の発言より)

このように、当初は、少子化問題を教育環境の悪化の問題として捕らえる認識は随所に見られた。

ところが、少子化の結果として将来的に予測される労働力不足および社会保障財源の拠出者不足が危機的に示される中で、「教育問題としての少子化」という構図は崩れ、少子化は経済問題へと転回していく。1994年6月6日、衆議院労働委員会において、委員の赤城徳彦は、「労働者の供給という面では少子化、子どもが少なくなると供給が少なくなる」との見解を示し、少子化が将来の労働力不足を招く危険性を危惧している⁽³⁾。これ以降、少子化は将来の労働力不足を招く国家的に危険な事態として問題視されていく。たとえば、内閣総理大臣の橋本龍太郎は、1997年3月10日の参議院予算委員会で次のように述べている。

当然のことながら、少子化によって人口が減少してまいれば、まず経済活力は低下をいたします。そして、若年労働力は当然ながら減少を続けていくわけでありますから、非常に労働力供給に問題を生じます。(1997年3月10日 参議院予算委員会 内閣総理大臣橋本龍太郎の発言より)

橋本は、翌年の参議院行財政改革・税制等に関する調査会においても、次のように述べている。

少子化というのは、いやおうなしに生産年齢人口を中心とする総人口の減少に繋がっていくわけでありまして、現役世代の社会保障負担の増大など、国民の生活水準そのものへの影響も考えなければならぬぐらいに様々な社会的、経済的影響をもたらすと考えられ

ておりまして、この少子化対策というのは重要な課題だと私どもは考えております。(1998年6月2日 参議院行財政改革・税制等に関する調査会 内閣総理大臣橋本龍太郎の発言より)

このように、一種の教育問題として議論が始められた少子化問題であるが、労働力不足の問題や社会保障財源の拠出者不足の問題がクローズアップされる中で、少子化問題は教育問題としての性格を失い、経済問題、財政問題へと変質されていく。これは、「社会保障の担い手」や「将来の労働力」としての子ども観、すなわち「社会資源としての子ども」という子ども観が「教育問題としての少子化」という論理を駆逐し、社会問題化していく過程と読み替えることができるだろう。むしろ、「社会資源としての子ども」という子ども観がクローズアップされることによって、少子化は重大な社会問題となりえたのかもしれない。

5. 法案審議の過程

5.1. 少子化社会対策基本法の審議過程

以上のような国会における初期の問題意識を踏まえた上で、次に両法の審議過程を分析していこう。

まず、少子化社会対策基本法であるが、1996年6月5日の参議院国民生活・経済に関する調査会において、はじめてその必要性が訴えられる。その後、1999年12月10日に超党派の議員による議員立法として国会に提出されるが、2000年6月の衆議院の解散により廃案となる。2003年6月に改めて衆議院に提出され、6月12日衆議院で可決、7月23日に参議院で可決され、成立を見る。

少子化社会対策基本法はこうした曲折の中で生み出された法律であるが、その背景には少子化対策に対する反対意見も根強くあったことを忘れてはならない。たとえば、次のような意見がある。

しかし、一方では、少子化が決して悪いことではないという認識もあることは事実です。また、結婚、出産は、リプロダクティブ・ライツと言われますように、個人の判断に委ねられる事柄であり、かつてのように、「産めよ増やせよ」というような政策のあり方が不適切であることは論を俟ちません。(2000年3月28日 衆議院本会議 衆議院議員福島豊の発言より)

政府は少子化対策に現在大変力を入れております。(中略) 今必要なのは、出生増加のための少子化対策ではありません。その意味で国会に上程されると聞いております少子化社会対策基本法案も私は要らないと思います。(中略) 少子化対策の掛け声が、平成版の「産めよ増やせよ」にならないことを切に願います。(2000年11月1日 参議院共生社会に関する調査会 参考人芦野由利(日本家族計画連盟事務局次長)の発言より)

このように、国力の維持、社会資源という観点から子どもを位置づけ、少子化対策を押し進めようとする意見には、どうしても戦時中の人口政策を想起させ、反対意見が提起される。それを考慮してか、実際に少子化社会対策基本法案の趣旨説明が行われる段になると、国力の維持という説明は一切示されない。少し長くなるが、2003年5月23日に衆議院内閣委員会で行われた法案の趣旨説明を引いてみよう。

〈提案理由〉こうした事態（少子化）に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して産み育てることができる環境を整備し、子どもが等しく心身ともに健やかに育ち、子どもを産み育てるものが真に誇りと喜びを感じることでできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、強く求められております。

〈目的〉少子化社会対策基本法案は、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としております。

〈内容〉第一に、少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するとの認識のもとに、（中略）次代の社会を担う子どもを安心して産み育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならないことなどを内容とする基本理念を定めることとしております。第二に、国は、基本理念に則り、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、および実施する責務を有することとともに、地方公共団体は基本理念に則り、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、および実施する責務を有することとしております。あわせて、事業主および国民の責務について定めることとしております。（2003年5月23日 衆議院内閣委員会 衆議院議員中山太郎の発言より）

このように、法案を正式に国会に上程するに当たって、「社会資源としての子ども」という子ども観は一切出てこない。「育児をする喜び」や「子どもの健やかな成長」のために少子化を阻止しなければならないと問題が転回されている。もちろん、これには国会への正式な上程に際しての建前的な側面も多分に含まれているが、一般的に少子化に伴う社会問題として喧伝されている社会保障の問題や労働力の問題が一切登場しないことに、逆に奇異な印象さえ受ける。ここに、経済、財政、社会保障の問題であった少子化が、再び教育や家族の問題へと旋回したと言えるだろう。第1章で指摘したように、本来別の問題である少子化対策と子育て支援とが完全に結びついている。

ところで、教育問題として少子化を捉えるとき、一種の優生学的思想と結びつく危険性があることに留意しなければならない。以下は、中山の趣旨説明が行われる前の発言であるが、このことを端的に示している。

数が減っていくんですから、質のいい子を育てなきゃいかぬ。（2000年5月12日 参議院 国民生活・経済に関する調査会 参議院議員松岡満寿夫の発言より）

ここには、明示的ではないにせよ、否、明示的でないからこそ多分に問題を孕んだ優生思想の一端を垣間見ることが出来る。少子化が、「量」が減少することによる資源の枯渇の問題から教育や育児、家族の問題に再転回されるとき、子どもの「質」をよくして危機を乗り切ろうという論理へと結び付けられる。もちろん、子どもの「質」とは何を指し、誰が決めるのかという点に関しては、議論の俎上に上ることはない。

さて、次の次世代育成支援対策推進法でも問題になるところだが、少子化が教育や子育ての問題に再転回されたとき、そこで主題となるのが、誰が子どもを育てるのか、子育てとは誰のものかという子育ての主体をめぐる問題である。少子化社会対策基本法では、子どもを育てる第一義的な責任は「父母その他の保護者」にあるとされている。と同時に、少子化に対する国、地方公共団体、企業、国民に対する責務も明記されている。議論の中で、これらの関係はどう位置づけられたのだろうか。

一時、厚生白書でも否定的に扱われ、神話に過ぎないとされてきた、3歳までは母親が自分の手で育てたほうがいいという考え方も、今日では再評価され、3歳どころか8歳か10歳ぐらいまでは母親が中心の育児をしたほうがいいということが脳科学の研究者あたりから指摘されているところでもあります。さらに、育児の社会化は子どもの質を劣化させるなどの弊害もかねて指摘されているところでもあります。(中略) 法案は、女性の労働者としての側面を強調するあまり、教育者としての側面、育児者としての側面を軽視していると思われるわけです。母親は子どもに命をつなぐ存在であるとともに、文化をつなぐ存在であるということを重視すべきだと思います。このことを無視して、少子化対策はありえないと考えるわけです。(中略) せめて、女性の社会進出にはマイナス面があるということ、子どもの数の抑制の問題のみならず、子どもの質の問題が生じるということを認識した上で、女性の現実的な働き方を考えるべきだろうと思います。(2003年7月10日 参議院内閣委員会 参考人八木秀次(高崎経済大学助教授)の発言より)

この発言の根拠とされているデータにどれほどの信憑性があるのかはここでは分からないが、端的に育児の社会化に反対し、育児を母親に押し込もうとする主旨である。さらに、母親の手を離れた育児は子どもの質の劣化を招くとも指摘している。

この発言に対しては、まず育児とは母親・女性だけが担うものではない、父親・男性も行うべきだとする反論がなされる。

育てるほうは男性も責任があるんじゃないかと、父親は産ませばなしじゃないんだよと。育児をしない男をパパと呼ばないとかつてのポスターがございましたけれども、男女が、両親がともに子どもの成育には責任を持つんだよと、そういうことを、趣旨から「、」(法案上の「産み、育てる」の読点。筆者注)が入ったと思っているわけであります。(2003年7月17日 参議院内閣委員会 委員川崎幸子の発言より)

そして、この論理は、国、地方公共団体、企業、地域などが関わる「育児の社会化論」へと

拡張される。

第一義的な責任は、もう当然親自身、子どもに対しては非常に愛情を持つわけでございますから、あって当然でございますけれども、家族が核家族になって、家族の機能が弱くなっている中に、家族の責任だけを追い求めては、むしろ家族を孤立させてしまう、その危険が言われまして、むしろ次世代を育てるという点から、子どもの育成につきまして、社会、それから政府、それから政府に限らず企業でありますとか、地域でありますとか、さまざまな中間団体があるわけでございますけれども、そうしたものが一体となって子どもの、次世代の健全育成について義務を有するんだと、このようになってきたのではないかと思います。(2003年7月17日 参議院内閣委員会 委員川崎幸子の発言より)

このように、子育ての担い手論に対してさまざまな意見が出されたわけであるが、結局のところ、子育てにおける家族と社会の責任はどう調整されたのだろうか。

委員 斎藤淳：基本法の内容を眺めておりまして、気になることなんですけれども、子どもを育てるのは親か社会か。(中略) その点で、第2条の「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という条項は、若干気になるところなわけですが、子育てについて、親並びに保護者と社会ないしは地域共同体というのがどのような関わりを持って接していくのか、提出者のお考えを質したいと思います。

法案提出者 五島正規：もちろん、親子を取り巻く社会全体が子育てに対して大きな役割を果たさなければならないというのは、この法律の中で申しているところでございます。ただ、子どもに対する第一義的な親の責任、これはやはり当然あるわけでございまして、そのことは、例えば、親が子に対して負うべき責任が他の第三者によって代替されることはあったとしても、基本的に代わるということはないものだというふうに考えております。したがって、親子の関係の維持も含めて、社会全体がそれを支えるということを私たちは願っております。(2003年6月6日 衆議院内閣委員会議事録より)

子どもに対して第一義的な責任を負うのは親であるが、これを社会全体で支えていくというのがこの法案の趣旨ということである。つまり、子育ての第一義的主体を親に、それをバックアップするものとして社会を措置するという構図をつくり出すことによって、育児を私的な家族の領域に閉塞させようという考えと社会に開放しようという考えの妥協を図ったものである。政治的には一応これで決着を見たのだが、子育ての家族への囲い込みと社会化という二項対立図式を内包したまま、少子化社会対策基本法は成立したとも言えるだろう。

このように、少子化社会対策基本法案が国会に正式に上程される段になると、少なくとも法案の文面上は社会資源として子どもを位置づける視点は鳴りを潜め、子どもの健全育成や子育てをする個人の私的な感情の問題として少子化は論じられるようになる。しかし、少子化問題が「子どもの健全育成」や「育児をする喜び」といった極めてポリティカル・コレクティブな主題に転回されるとき、誰もその趣旨に反対することは出来ない。少子化は本当に

食い止めなければならないのか、国家が間接的にであれ出産に関与することは正しいのか、「質」の良い子どもを育てることとはどういうことなのか、といった教育や子育ての根幹にかかわるテーマは雲散霧消していった。と同時に、誰が子育てを担うのかという根本的な価値の相違も、「子どもの健全育成」や「育児をする喜び」といったレトリックの前で葛藤を内包したまま、少子化社会対策基本法は成立したと言えるだろう。

5.2. 次世代育成支援対策推進法の審議過程

一方、次世代育成支援対策推進法の審議は、以下のような過程を辿る。まず、2003年6月6日に、衆議院の厚生労働委員会で本格的な審議が開始され、6月11日に再度審議、同日に早くも同委員会で可決され、6月12日は衆議院本会議で可決、衆議院を通過する。その後舞台を参議院に移して審議されるが、7月8日に参議院厚生労働委員会で可決、7月9日に、少子化社会対策基本法より一足先に参議院本会議で可決され、成立する。

次世代育成支援対策推進法は、名目上は少子化対策とは別種のものであり、次代を担う子どもを健全に育成することを主目的とした法律である。したがって、少子化社会対策基本法のときのような、人口政策に対するおおびらかな批判的意見は出てこない。こちらで中心的な議論となるのが、子育てとは誰が行うのか、子育ての主体をめぐる議論である。これは、先ほど述べたように、少子化社会対策基本法案の審議のときにも通奏低音のように流れ続けていたテーマであるが、次世代育成という子育てを主テーマとした法案の審議においては、より先鋭的に見出すことができる。たとえば、次のような意見がある。

お母さんたちが夕方なるべく早く帰れる働き方、それをやはり考えていかなければならないと思います。(中略) 私自身も、あまりに延長保育なり夜間保育なりと保育整備をしすぎて、実際に母親が子育てからどんどん離れていってしまうような状況というのは賛成しかねるんです。(2003年6月6日 衆議院厚生労働委員会 委員西川京子の発言より)

労働者としての親を支援する、すなわち育児の社会化という方向ばかりでしたけれども、これからはぜひ、家族支援、保育する親を支援するというような形のバランスをいろいろな形で考えていただきたいというふうに思います。(中略) 高校の教科書、家庭科の教科書、母体保護法の説明がいろいろ書いてあって、そのあとに、「しかし、『女性の自己決定権』という考えに基づく法律にいたっていない」というふうに書いております。産む産まないは女性が決めるんだというような、非常に傲慢なメッセージが伝わってしまうのではないかというふうに思います。(2003年6月6日 衆議院厚生労働委員会 委員山谷えり子の発言より)

子どもたちが本当に人間として当たり前のことを、それは結婚する、そして自然と子どもを授かる、そういうふうに私の世代は、私自身は育ってまいったものですから、今その社会の急激な変化といいますか、本当に考えもつかなかった現実におちあたっていているわけです。(中略) 本当は、お父さんとお母さんが育てたほうがいいわけですがけれども、実際は

どちらかが働かなきゃいけない。そうすると、子どもを育てるのは誰かということになると、ほぼ大体、女性が、お母さんが見るとというのが常識であろうと思います。そのお母さんが子育てをするという、その子育てがとてもいいことだ。また、子どもにいろいろな機会を与えたり、お母さんとの色々なスキンシップをして過ごしたり、そういう前提になるものがちゃんとあった上で、それでどうしても働かなきゃいけない経済的な理由、それから色々な種々の理由があると思います。(中略)やはり日本の伝統文化を考えた、その上に立った家庭のあり方、今の状態ですと、次世代をただ予算をつけてなるべく国が見る、地方自治体が見る、そういうふうに見えるわけなんですね。(中略)何しろ、子どもができるというのは、家庭を持っではじめてできるわけです。ひとつの日本の家庭のあり方、家庭が原点だと思うんですよね。(2003年6月6日 衆議院厚生労働委員会 委員武山百合子の発言より)

これらの発言は先ほど引用した八木の意見に連なるものであるが、明らかな事実誤認も多々含まれている。たとえば、山谷が用いたリプロダクティブ・ライツとは、女性の自己決定権にかかわる問題で、「傲慢」で片付けられるものではない。また、武山の「結婚する、そして自然と子どもを授かる」ことを「当たり前」とする考え方、母親が子育てをすることを「常識」とする考え方、家庭を持っではじめて子どもができるといった考え方も、結婚や出産、家族形成に対する個人の自由、婚外子の問題などを捨象した、きわめて視野狭窄的で近視眼的な視点である。また、日本の伝統文化を持ち出すのなら、むしろ「親の手を離れ、村落共同体で子育てを実践していた」というほうが適切である⁽⁴⁾。これらの問題についてここでこれ以上あげつらうつもりはないが、いずれにせよ、子育てを家庭に、そして母親に囲い込もうとする思潮が一方で根強いことを示すものである。

と同時に、育児の社会化を進展していこうとする意見も確実に存在する。たとえば、水島広子は、いわゆる「三歳児神話」に関して、政府委員に対して次のような質問をしている。

厚生労働省として、三歳児神話が日本の現状でどういう影響を与えているのかということをごここで改めて総括していただきたいんです。(2003年6月6日 衆議院厚生労働委員会 委員水島広子の発言より)

これに対して、厚生労働副大臣の鴨下一郎は次のように答える。

過度な負担をある意味で母親に与えるというようなことにおいては、これを慎むべきだろうと考えております。(2003年6月6日 衆議院厚生労働委員会 厚生労働副大臣鴨下一郎の発言より)

また、小沢和秋は次のように述べている。

ほとんどの親は親としての責任を自覚しているから、みな、子育てに苦労しているんだと

思います。それを社会が強力に援助する体制をとってこそ、安心して子どもを産み育てられるようになり、少子化の問題も打開できると思うのです。今求められているのは、親としての自覚を持ってなどとお説教することではなく、無条件に子育てを援助する体制を強化して、国や社会のほうに責任を果たすことではないのでしょうか。(2003年6月6日 衆議院厚生労働委員会 委員小沢和秋の発言より)

この質問に対して、厚生労働副大臣の鴨下一郎は、「先ほどは武山先生から逆のことをおっしゃられて、私は答弁に窮したわけでありませうけれども、今度は小沢先生からは反対のほうからおっしゃっていただきました」と述べ、議論が錯綜していることを認めている。いずれにせよ、子育ての主体とは誰なのか、子育ての家族回帰か社会化かをめぐって、次世代育成支援対策推進法の審議は進展していったと言えるだろう。

しかし、結局のところ、次世代育成支援対策推進法においても、最終的に法の理念が「育児をする喜び」や「子どもの健全な育成」といった感情論的、あるいは感傷的なものへと収斂していった結果、これらの議論は深められることなく終わった。子育ての主体は誰なのか、「健全に育成する」とはどういう意味なのか、根本的な価値の相違や不分明な言葉の意味を残したまま、次世代育成支援対策推進法も成立されたと言えるだろう。

6. まとめ

以上のように、2003年、矢継ぎ早に制定された少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策推進法であるが、その審議には、物足りない点や危なっかしい点を多々見出すことが出来る。しかし、曲がりなりにも成立した法である以上、両法はその後社会の各層に大きな影響を及ぼす。特に、次世代育成支援対策推進法は、従業員数が301人以上の事業所に「次世代育成支援計画」の策定を求めていることなどから、国民生活に与える影響は大きい。しかし、「子どもを健全に育てなければならない」「育児をする喜びを与える必要がある」「少子化は絶対阻止しなければならない」といった、一種の感情論的な思考停止の状態に陥る前に、今一度、子育てとは誰のものか、少子化は本当に悪なのか、子どもとはどういった存在なのか、子ども観について思考を再開することが必要だろう。逆説的な謂いとなるが、その意味でも2つの法の審議が我々に気づかせた点は大きい。

註

- (1)「憂慮する統治者」とは、渋谷(2005)の「憂慮する権利」を有するものとしての統治者という視点に則って、内外の諸問題に対して心配する権利を持つことこそが統治者の権力の源泉となり、統治者を統治者たらしめているという意味で用いている。
- (2)「言説の権力者」とは、フーコーの言説論、権力論に倣い、ある問題について、それを問題として発言する権利、その発言の仕方などを決する権利を有する者ということを指す。
- (3) こうした見解は既に、平成4年度版の『国民生活白書』でも取り上げられているが、国会審議において取り上げられたのはこのときがはじめてである。
- (4) より正確に言うならば、かつての村落共同体における子育ては、広田(2006)が述べるように、ほとんど放任に近いものだった。日々の労働に忙殺される中で、子育てに関わる時間をほとんどの庶民階層

は有していなかった。そうした放任の中で、共同体内に暮らす多様な人々と散発的に関わり、多くの子どもは成長を遂げていった。

参考文献

- 東野充成 2005, 「次世代育成支援対策推進法立法過程に見る育児観－育児とは誰のものか－」『共栄児童福祉研究』第12号, 65-72頁
- 東野充成・山瀬範子 2006, 「少子化社会対策基本法立法過程に見る子ども観」日本保育学会編『保育学研究』第44巻第2号, 39-48頁
- 広田照幸 2006, 「子育て・しつけ 序論」広田照幸編著『リーディングス 日本の教育と社会③ 子育て・しつけ』日本図書センター, 3-17頁
- 渋谷望 2005, 「統治しているのは誰か?」『Inter Communication』No53, 156-160頁, NTT出版